

2020年（令和2年）3月24日

保護者の皆様

藤沢市長 鈴木 恒夫  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための保育園登園自粛等に関するお願い（期間延長）

日頃から、本市の保育行政にご理解を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、ご家庭で保育が可能な方等について、2020年（令和2年）3月5日（木）から同月25日（水）までの間、登園自粛等のお願いをさせていただいておりますが、3月19日以降の国の動向や本市及び近隣における感染症の状況などを踏まえ、依然として感染のリスクが生じていることから、登園自粛等をお願いする期間を延長することといたします。

つきましては、ご家庭で保育が可能な方等におかれましては、引き続き、登園を控えていただいたり、遅めの登園や早めのお迎えなど、できる限りご協力くださいますよう、お願いいたします。この取扱は、従来と同様、育児休業中や勤務先の臨時休業中など、ご家庭での保育が可能な方等を対象とするものであり、保育の利用が必要な方に登園自粛をお願いするものではありません。

1 登園自粛等をお願いする期間

2020年（令和2年）3月5日（木）～同年4月5日（日）

2 保育料の減免について【0～2歳児】

市内在住の方につきましては、2020年（令和2年）3月10日付けで保育料の減免に関するお知らせをしたところですが、保育料の減免を適用する期間についても併せて延長いたします。

なお、保育料の減免の取扱や申請について一部変更がございますので、次の内容をご確認ください。

また、市外在住の方につきましては、お住まいの市町村にご確認ください。

ア 減免の条件

(ア) これまで、市が登園自粛等をお願いする期間中に6日以上（日曜日及び祝日を除く）登園を控えた場合（欠席した場合）に適用されるとお知らせしておりましたが、3月17日付けの国の通知により、この度の感染症の拡大防止を理由に期間中に登園を控えた場合は、保育料の減免（日割計算）が1日単位で適用されることとなりました。そのため、1日でも登園を控えた場合は減免が適用されることとなり、登園を控えた日が連続していない場合であっても対象とします。

(裏面に続く)

(イ) 減免の適用は、原則として感染拡大防止のための登園を控えた場合（欠席した場合）のみとなり、私的な理由（旅行や予定していた里帰り出産等）により欠席した場合は減免の対象とはなりません。但し、普段登園をしていない曜日や期間中の体調不良等による欠席は、減免の対象とします。

#### イ 減免の方法

##### (ア) 認可保育所

3月分及び4月分の保育料は、減免前の金額で一旦、当該月の末日に指定口座から引き落とされ、その後、各月の申請に基づき、藤沢市から減免決定通知書を各ご家庭へ送付します。

3月分の保育料の減免については、後日、保育料の引き落としを行った指定口座へ減免分が返還されます。

4月分の保育料の減免については、5月分以降の保育料の引き落としの際に、減免額分を引いた金額を保育料として引き落とします。

##### (イ) 地域型保育事業所（小規模保育・家庭的保育）及び認定こども園

3月分及び4月分の保育料は、各施設から減免前の金額で一旦徴収されます。その後、各月の申請に基づき、藤沢市から減免決定通知書を各ご家庭へ送付し、後日、各施設から減免額が返還されます。

#### ウ 3月分の減免申請

##### (ア) 提出書類・記入方法

3月分の減免申請については、すでにご案内した「特定教育・保育施設等の利用者負担額減額申請書」により行ってください。なお、3月26日(木)以降に登園を控えた場合（欠席した場合）は、申請書の「登園を控えた日」の「その他（ 日～ 日）」に、登園を控えた日を記入してください。

##### (イ) 提出先

申請書に必要事項を記入の上、ご利用中の保育施設へご提出ください。

##### (ウ) 提出期限

2020年（令和2年）3月31日（火）

#### エ 4月分の減免申請

4月分の減免申請については、別途、ご利用中の保育施設を通じてご案内いたします。

以 上

事務担当 藤沢市 子ども青少年部 保育課  
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1  
電 話 0466-50-3526（直通）  
F A X 0466-50-8446  
E-mail fj-hoiku@city.fujisawa.lg.jp